

特集

令和6年能登半島地震 被災地への災害派遣活動を振り返る

～三重県の社協・DWATに焦点を合わせて～



▲ボランティアさんへのオリエンテーション：輪島市災害たすけあいセンター

災害派遣の概要について

三重県からの福祉関係者の派遣

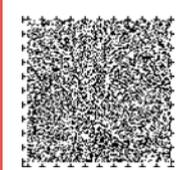
三重県社協では、災害時の活動体制構築に向けた取り組みをすすめ、災害対策の強化を図ることを目的に、平時から三重県、三重県社協、福祉専門職の職能団体21団体が連携し、災害時における福祉支援に取り組むための協定を令和元年度に締結しました。

令和2年度から三重県災害派遣福祉チーム（以下、三重県DWAT）登録員養成研修を開始しました。令和2年9月には三重県庁にて発足報告会を行いました。DWATは、都道府県単位で組織されるチームで、所定の研修を修了した福祉施設職員や福祉専門職員等で構成されます。被災自治体からの要請により一般避難所等へ派遣され、医療等の他のチームと連携して、災害時要配慮者への福祉支援を行います。

三重県DWATの能登半島地震被災地への派遣

三重県DWATは、令和6年の能登半島地震に際し、石川県の志賀町と輪島市の避難所に計27名のチーム員を三重県としては初めて派遣しました。このチームは、介護福祉士、社会福祉士、看護師、介護支援専門員、理学療法士など、さまざまな職種の方々が構成されており、1チーム4名を基本に、3月の1か月間活動を行いました。全7クルールのうち、第2クルールまでは志賀町に、第3クルール以降は輪島市に派遣されました。

三重県DWATは、現地（志賀町・輪島市）の主体性を尊重しながら、避難所の巡回、要配慮者の把握、困りごとの聞き取りなどを行いました。特に、避難生活が長



Uni-Voice音声コード

DWAT派遣期間と活動場所

クール	派遣期間	リーダー	チーム員	チーム員	ロジスティック	活動人数	活動場所
第1クール	2/29~3/5	理学療法士	主任支援員	保育士	三重県社協職員	4名	【志賀町】地域交流センター
第2クール	3/4~3/9	柔道整復師 ホームヘルパー2級	社会福祉士 介護福祉士		三重県社協職員	3名	【志賀町】地域交流センター
第3クール	3/8~3/13	生活支援員	介護福祉士	社会福祉士	三重県社協職員	4名	【輪島市】輪島中学校
第4クール	3/12~3/17	介護福祉士	会議福祉士 介護福祉専門員	介護福祉士	三重県社協職員	4名	【輪島市】輪島中学校
第5クール	3/16~3/21	介護福祉士 介護支援専門員	介護福祉士 社会福祉士主事	介護支援専門員 看護師	主任支援員	4名	【輪島市】輪島高校
第6クール	3/20~3/25	介護福祉士 介護支援専門員	介護福祉士	保育士 手話通訳士	三重県社協職員	4名	【輪島市】門前西小学校
第7クール	3/24~3/29	介護支援専門員 看護師	手話通訳士	職業指導員	三重県社協職員	4名	【輪島市】阿岸公民館

期化する中で懸念される災害関連死や心身機能の低下を防ぐことが、D W A T の重要なミッションであり、避難所内を巡回し、気になる方がいないか注意を払いながら活動に取り組みました。

志賀町では、被災者への聞き取りやアセスメントよりも、外部から応援に入っている行政（志賀町では愛知県）と連携し、避難所の環境整備や関係者間での顔の見える関係づくりを目指しました。一方、輪島市では、石川県庁に設置されたD W A T 調整本部の指示により、各避難所内の要配慮者リストやマッピング、フェイスシート（アセスメントシート）の作成が求められました。そのため、避難所内を巡回しながら、各避難者の生活上の困りごとやニーズを聞き取り、支援活動を行いました。

避難所が徐々に閉鎖される段階に入る中で、今後も支援が必要とされる要配慮者の情報をいかに地元（輪島市）に伝達できるかが求められました。

三重県D W A T の振り返りと課題

今回の派遣は、三重県D W A T として初めての派遣でした。そこでの経験を持ち帰り、共有することで今後の災害に活かしていくことが派遣されたチームの重要な役割の一つであると考え、6月6日に三重県D W A T の登録員、災害福祉支援ネットワーク

◀他県D W A T との情報共有の様子…志賀町内避難所にて

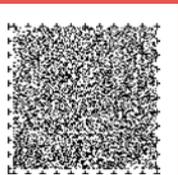


ワーク協定団体、その他D W A T に関心のある方による振り返り会を行いました。三重大学大学院の川口教授にファシリテーターをしていただきながら、実際に参加したD W A T 登録員からの報告を通して、活動内容について全体で分かち合う時間となりました。

今回三重県D W A T として派遣活動に加わり、貴重な経験となりましたが、そこで見えてきた課題や教訓は今後想定される災害、被災地支援等に活かしていく必要があります。

例えば、志賀町では、「フェーズ毎の避難所条件下のシミュレーションが必要」との意見や「次第に避難所から撤退する上で、どこまで支援をしていくかの難しさを感じた」といった意見がありました。地元主体を意識しつつ、どの程度まで支援できるかの判断が難しいように思います。支援活動は、石

川県庁に設



置されるDWA T調整本部や各地域を担当している県のリーダーから助言を受けながら進めてきましたが、支援のための支援にならないよう注意していく必要があります。

また、輪島市では、「まだまだ世の中にDWA Tとしての役割が理解認識されていない」という意見や「活動時間も10時から16時と限定され、また、その時間帯は避難所にほとんど人はおらず、十分な活動が出来なかった」といった意見もあり、いかに平時の段階でDWA Tの存在や役割について啓発していくか、限られた時間で自分たちのできることは何か考えさせられました。三重県社協としてもDWA Tの周知・啓発や日頃の訓練に今一度力を入れていく必要があります。

三重県社協、市町社協の能登半島地震への派遣

三重県内の社会福祉協議会の派遣は、令和6年1月18日より開始し、令和6年8月末時点で第43クール目



▶ボランティアによる災害ボランティアセンターへの物資搬入の様子・輪島市災害たすけあいセンター

までを輪島市に派遣しています。これまで延べ126名を派遣し、三重県社協と県内市町社協より構成される2〜3名のチームが継続的に能登地域に派遣しています。

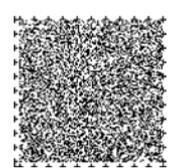
今回の派遣は、主に輪島市社会福祉協議会（以下、輪島市社協）の組織支援と、災害ボランティアセンターの開設・運営支援を目的としています。派遣開始から1月末までの

間、派遣職員と輪島市社協職員が協力し、主に家屋の被害状況の確認や住民の避難状況、住民の支援の必要性・ニーズの聞き取りやアクセスメントを行いながら、市内の住居を訪問しました。この段階では、住居の損傷度合や健康上の理由により、近隣の避難所での生活が困難なため市外の二次避難先（金沢市など）へ避難されている方も多数おり、訪問しても家主が不在の場合が多々ありました。そのため、「倒れた家財を移動させてほしい」「がれきを取り除いてほしい」といった支援ニーズの収集が難しいこともありました。また、インフラ（水道、交通網）の復旧作業が初期段階であり、支援者の宿泊先が限られていることや断水などの課題から、ボランティアの受け入れが困難な状況でした。

しかし、2月に入ると、ボランティアのニーズが多数寄せられ、ボランティアセンターの運営が本格的に始まりました。電話でのニーズ受付や、実際にボランティアが活動できるかを確認するための訪問調査などの活動に取り組みました。ボランティア

活動が開始されると、週末のボランティア運営に向けたニーズの受付・現地調査を行い、その支援ニーズ解消のためにボランティアが活動するという一定のサイクルで、ボランティアセンター運営の支援を行いました。その中で、輪島市社協職員、石川県外からの社協職員、企業・ボランティア団体等と協働し、ボランティアセンターの運営の安定化を目的の一つとして活動を行いました。

ゴールデンウィーク以降は、週末だけでなく平日にもボランティア活動が行われ、これまで参加していた企業・ボランティア団体・社協・NPO団体・ボランティアに加え、さらに全国から応援の職員が参加しています。さらに多くの組織や人の協力関係を築きながら、輪島市社協への支援を継続しています。（三重県から輪島市への派遣は9月末をもって終了する予定です。）



Uni-Voice音声コード

三重県からの社協職員派遣の課題

今回の被災地支援では、東海北陸ブロックからの社協職員の派遣をはじめとして全国多数の社協・企業・団体等から人員の派遣が行われています。応援の人員は数日から1週間程度の期間で入れ替わっていくため、派遣されている者同士の引継ぎや情報共有とともに役割の分担や整理が、常に流動的な状況において重要となります。

また、ICTを利用したボランティアのニーズの受付等を行ったため、ボランティアセンターの運営が効率化されました。一方で、ICTのスキルには職員間で能力に差があることから、能力に不足がある場合は緊急時の対応は困難となります。ICTを活用したボランティアセンターの運営や被災組織への支援は今後さらに主流となることが見込まれることから職員へのICTスキルの向上が必要です。

今後に向けて

今回の能登半島地震においても、災害発生前から社会的に脆弱な立場にある方や「制度の狭間」から生じる生活課題を抱える方は、被災したことで課題がより深刻化・長期化する傾向があります。さらに災害をきっかけに困窮状態に陥ったり、様々な困りごとを抱えたり、結果として支援が必要な方が増加します。

そのため、平時より地域における生活課題を把握し、従来の縦割りの制度では対応できなかった「制度の狭間」をなくしていくための連携協働のネットワーク構築が重要となります。各地域においてこのような体制の構築に向けて取り組むことで、非常時においても地域における様々な主体が協力し、迅速な対応を取ることができそうです。

その一方で、被災時、被災地域にある各種福祉施設や相談機関は、事業所本体や従事者も被災することにより、それまで有していた支援力が大幅に減退します。そのため、平常

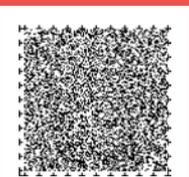
時からの地域の力だけでなく、被災地外から支援に駆けつける福祉関係職員（社協、社会福祉法人等職員等）やNPO法人等の支援が必要で、さらに、こうした多岐にわたる関係者の協働を推進するためにも、それらをコーディネートする能力・

役割が重要となります。

今回の支援活動において派遣関係者は、被災者の方々の声を直接聞き、支援のニーズや思いを汲み取ることにより適切な支援を提供できるよう努めてきました。その中で得た知見や教訓をもとに、三重県での今後の災害対応への取組を強化していく必要があります。

今回の支援活動は、支えてくださっているすべての方々の協力なしには成し得ませんでした。皆様のご理解とご支援に心より感謝申し上げます。また、現地で支援活動を行ってきた、そして現在も活動を続けている皆様の献身的なご尽力に対して、深く敬意を表します。

最後に、このたびは災害でお亡くなりになられた方々に対し、心より哀悼の意を表します。また、被災された皆様とご家族に心からお見舞い申し上げます。被災地の1日も早い復興お祈り申し上げます。





10月1日から 赤い羽根共同募金運動が始まります

赤い羽根共同募金

共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まって以来、県民の皆さまの善意に支えられ、地域福祉活動の推進に貢献してきました。

共同募金へお寄せいただいた寄付金は、県内各地の地域福祉のために役立てられます。

誰もが住み慣れた町で安心して暮らすことのできる地域社会づくりのために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

社会福祉法人 三重県共同募金会
会長 小笠原 まき子



令和6年度目標額 283,400,000円

一般募金 249,286,266円 (令和6年度事業に充当)、歳末たすけあい募金 32,613,734円
地域課題解決型募金 1,500,000円

一般募金	地域福祉・在宅福祉向上のために (地域のふれあいサロンやボランティア支援等)	201,225,266円	29市町社会福祉協議会 194,949,266円 三重県社会福祉協議会 6,276,000円
	民間社会福祉施設・団体の活動に	2,559,000円	団体の事業活動のほか施設整備、備品購入などを支援します
	災害時の活動支援のために	8,502,000円	募金総額の3%を準備金として積み立てます
	共同募金運動に必要な経費に	37,000,000円	三重県共同募金会、市町共同募金委員会、中央共同募金会
歳末たすけあい募金 (地域歳末たすけあい募金・NHK等歳末たすけあい義援金)		32,613,734円	一人暮らし高齢者、施設利用者の方々
地域課題解決型募金		1,500,000円	地域の課題解決に取り組んでいる団体

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償
ボランティア活動保険



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償(*)		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険)
 ホームページ

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
 なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



ありがとうメッセージ

～ 心も一緒に届いています ～

社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会

令和5年度実施事業

障がい者生活交流会

紀北町社会福祉協議会では、町内の在宅の障がい児・者を対象に季節に合わせた交流会を実施し、民生委員、学生、ボランティアを含めて交流することにより、地域への参入意欲の向上等、自立を支援しています。

令和5年度はドライブスルー形式でゲームをしたり、夏のお楽しみ会やみかん狩り、クリスマス会等を開催し、参加者の皆さんに楽しんでいただきました。

募金していただき、ありがとうございました。



公益財団法人 三重県国際交流財団

令和5年度実施事業

多言語による読み聞かせ教室

三重県国際交流財団では、平成26年度より、外国につながる子どもたちの母語と日本語教育の支援を目的に、多言語による絵本や紙芝居の読み聞かせ活動を実施しています。

今年度は多言語による読み聞かせ活動を県内で広めるため、ハンドブックを作成しました。活動内容や母語の大切さ、活用できる教材等を紹介しています。様々な立場の人に手に取っていただき、ご支援いただきますようお願いいたします。

募金にご協力いただき、ありがとうございました。



発行人 井村 正勝

編集人 横田 浩一・広報委員会

発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618

URL : <https://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp

編集協力 株式会社アイリック

2024年9月号(通巻397号) 令和6年9月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。